

最終更新日：2008年4月30日

## タツタ電線株式会社

代表取締役社長 藤江 修也

問合せ先：06-6721-3331

証券コード：5809

<http://www.tatsuta.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、激変する事業環境に的確に対応するために、経営全般の効率性と意思決定の迅速化、透明性の向上に取り組むとともに、これらに対するチェック機能の強化を図り、公正な企業活動と企業価値の向上を実現することです。

当社は、当社の事業内容、規模等から勘案して、監査役による監査体制がコーポレート・ガバナンスを十分かつ効率的に行うのにふさわしいと判断したため、監査役設置会社形態をとっております。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鉱ホールディングス株式会社	22,739,218	32.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,152,000	3.07
住友金属鉱山株式会社	1,921,459	2.74
タツタ電線株式会社(自己株式)	1,741,313	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,620,000	2.31
日本興亜損害保険株式会社	1,572,406	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,339,000	1.91
シービーエヌワイディエフエイインターナショナルキャップバリュポートフォリオ	1,146,000	1.63
個人株主A	999,360	1.42
ザバンクオブニューヨークジャスティックトリーティアカウント	875,000	1.25

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
(連結) 従業員数	500人以上1000人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の筆頭株主である新日鉱ホールディングス株式会社(平成18年4月1日付合併により日鉱金属株式会社が保有していた当社株式を承継)は、当社株式の約33%を保有しており、当社の親会社等に当たります。

親会社等からの事業上の制約はなく、当社の経営判断において事業活動を行っており、経営方針や事業計画の立案においても上場会社として当社の自主性・独立性は保たれております。また、親会社等の企業グループとの取引において価格交渉力を有するなど、一定の独立性が確保されていると認識しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

監査役3名のうち2名が社外監査役の監査役体制をとり、内部監査部門である監査室を設置するなど当社は十分な監査機能を有しています。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人とは、年1回、それぞれの監査体制、監査計画、方法等について説明会を開催しています。また、それぞれの監査実施状況、監査実施結果等については随時報告及び意見交換を行っています。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と監査室とは、上記の監査役と会計監査人の説明会において、会計監査人からの情報を共有するほか、監査室長及びスタッフが毎月開催される監査役会にオブザーバーとして出席し、監査実施状況等について意見交換を行っています。また、監査室は、監査役の要望した事項の内部監査を実施することになっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
赤羽 弘道	他の会社の出身者		○			○				
占部 知之	他の会社の出身者		○		○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
赤羽 弘道	日鉱商事株式会社監査役を兼任	経歴、人格、識見が職責に合致
占部 知之	新日鉱ホールディングス株式会社シニアオフィサー及び東邦チタニウム株式会社社外監査役を兼任	経歴、人格、識見が職責に合致

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、監査役会等において監査結果報告及び意見交換を行っています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	業績連動型報酬制度の導入
--	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

固定報酬である退職慰労金を廃止し、賞与を連結経常利益と一株当たり配当額に連動させる業績連動型報酬制度を導入しました。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成19年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

(i) 取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 8名 218 百万円

社内監査役 1名 16 百万円

社外監査役 2名 5 百万円

(注) 報酬限度額 取締役: 月額 30 百万円

監査役: 月額 3 百万円

(ii) 平成 19 年 3 月期中の株主総会決議により支給した役員退職慰労金

該当事項はありません。

(iii) 平成 19 年 3 月期中の株主総会決議により支給した取締役賞与(利益処分による)

該当事項はありません。

(iv) 上記以外の使用人兼務取締役に対する使用人給与等相当額その他職務遂行の対価

取締役 4名 24 百万円

## 【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

内部監査部門である監査室のスタッフが、社外監査役をサポートしております。取締役会の資料については、原則として電子メール等により事前に配布しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 業務執行、監査・監督の概要

① 取締役会、経営役員会等の機関において、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。取締役数は、現在8名体制としております。平成19年3月期は、取締役会は18回、経営役員会は30回開催されました。

② 業務執行体制としては執行役員制度を導入しており、執行役員には取締役会の決定した基本方針に基づいて効率的に業務執行を行わせております。

③ 監査役3名のうち1名が常勤監査役で、社外監査役が2名おります。監査役は監査役会を組織し、取締役会への出席等を通じ取締役の業務執行を監視するとともに、会計監査人、監査室と緊密な連携を保ち、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査を実施しております。

④ 監査室は、監査計画に基づき、各種監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに監査役の要望する内部監査を実施しております。

⑤ 会計監査人には新日本監査法人を選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。また、顧問弁護士からは法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。

(2) 会計監査人の氏名等

平成19年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、所属する監査法人名並びに監査業務に係る補助者の構成等については、以下のとおりであります。

(i) 業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数

指定社員 業務執行社員: 津田多聞(13年)、井上正彦(3年)

(ii) 所属する監査法人名

新日本監査法人

(iii) 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、会計士補 8名

(iv) 監査報酬(当社及び連結子会社7社が契約に基づき会計監査人に支払うべき総額)

・監査証明に係る報酬 14百万円

・上記以外の報酬 6百万円

(v) 会計監査人との関係

会計監査人である監査法人及び業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はなく、また、監査法人は自主的に当社監査に従事する業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社と監査法人の間では、商法監査と証券取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IR に関する活動状況 更新

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	——
IR資料のホームページ掲載	なし	次を掲載しております。 ●財務情報 *有価証券報告書, 半期報告書 *決算短信 ●ニュースリリース
IRに関する部署(担当者)の設置	—	IR担当部署：総務部業務担当 IR事務連絡責任者：総務部業務担当部長
その他	—	アナリスト・機関投資家の要望に応じ説明会を実施しております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダー	企業行動規範に、株主、取引先、地域社会等の社外における関係者との間で、健全で良好な関係を築く旨を規定しています。

の立場の尊重について規定	
環境保全活動、C S R 活動等の実施	ISO14001 を取得しているほか、環境方針を策定し、ホームページ上で公開しております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 基本的な考え方

当社は、取締役会及び経営役員会による業務監督、監査役及び内部監査部門である監査室の監査、社内規程の整備、実施徹底等を中心として、内部統制に関する体制の整備と内部統制の推進に務めることとします。

### 2. 整備状況

当社は、コンプライアンス体制整備の一環として企業行動規範及び行動基準を策定し、社内のコンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置しております。

また、平成 18 年 5 月 10 日の取締役会において、当社における内部統制システムの構築に関し、会社法第 362 条第 4 項第 6 号及び会社法施行規則第 100 条に定める会社の業務の適正を確保する体制の大綱を定めました。

### 3. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社グループ各社およびその役員社員等は、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、そのために社内規則および社内体制を整備し、適切に運用していくことを基本的な方針といたします。

### 4. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

平成 18 年 4 月に制定した「企業行動規範」中の「行動基準」において、反社会的勢力への対応について「いわゆる総会屋や暴力団等の反社会的勢力からの金品等の不当な請求には一切応じない。」と規定し、コンプライアンス委員会において同基準の遵守状況をモニタリングするとともに、役員社員等に対しては、教育や研修等を通じて「企業行動規範」および「行動基準」ならびに関連法令の周知徹底を図るものとしております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

【 参考資料：模式図 】

タツタ電線株式会社のコーポレート・ガバナンス体制

